**第1２回大阪府障がい者施策推進協議会　差別解消部会　議事録**

日時：平成２7年6月２９日（月） 午後２時から午後５時まで

場所：国民会館住友生命ビル １２階大ホール

出席委員

嵐谷　安雄 （一財）大阪府身体障害者福祉協会会長

井上　誠一 （一財）大阪府視覚障害者福祉協会前会長

江口　啓子 （社福）大阪障害者自立支援協会相談室長

大竹　浩司 （公社）大阪聴力障害者協会会長

倉町　公之 （公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長

坂本　ヒロ子　（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長

柴原　浩嗣　　（一財）大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝 大阪府立大学大学院人間社会学研究科教授

辻川　圭乃　　弁護士

坪田　真起子　（社福）大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長

久澤　貢 （社福）大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

福島　豪　　　関西大学法学部准教授

吉川　和夫　　大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会代表委員

　◎　部会長

オブザーバー

桑田　直記　大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課課長代理

石井　力　　大阪市教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当総括指導主事

ゲストスピーカー

　近藤　博宣　　大阪商工会議所総務広報部長

　鍛治田　雅弘　一般社団法人全旅協大阪府旅行業協会局長

〇事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今から「第１２回大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

現在の委員は、配布しております名簿のとおり、１９名でございます。本日は、委員１９名のうち１２名のご出席をいただいております。大阪府障害者施策推進協議会差別解消部会運営要領第四条第二項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。また、オブザーバーといたしまして、本日も大阪市ならびに大阪市教育委員会から、それぞれご出席をいただいております。

続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

まず、次第、配席表、委員名簿です。

資料１　相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策について

資料２　実効性の確保のための措置（勧告、公表、罰則）の必要性について

参考資料１　障害者差別解消法・基本方針における関係部分抜粋

参考資料２　千葉県・熊本県の条例における関係部分抜粋

また、ゲストスピーカーの方から、提出資料をいただいております。また、その後ろに本日、委員から、提出していただきました資料も付けさせていただいております。資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。また、お手元に、前回の、第１１回の部会の資料を綴じたものを、参考資料ファイルとして置いております。議論の際に適宜ご参照ください。

次に、大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。また、配付資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

次に、この会議には手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員がおられます。障がい者への情報保障と、また、会議の円滑な進行のため、ご発言の際には、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もできますように、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料におきましては、墨字資料とページが異なりますので、本日の資料を引用したり言及されたりする場合は、具体的な箇所を読み上げるなどご配慮をお願いいたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

〇部会長

はい。多忙なところ、ご参集いただきましてありがとうございます。早速ですが、次第に従いまして、議事を進めてまいります。

１２回、１３回が、相談、紛争の防止・解決の体制整備について、具体的な内容を意見交換により深めてまいりたいと考えておりますので、ご協力、よろしくお願いいたします。

前回の部会では、取組みの基本理念について、委員やゲストスピーカーの皆様から、ご意見を頂戴いたしました。本日の内容は、次第にもありますように、「相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的な方策について」でございます。

今回と次回の２回で、可能な限り最終的なとりまとめに向けて、具体的な議論を進めてまいりたいと思っております。本日は、途中で１０分の休憩時間を挟んで、午後５時、終了の予定でございます。皆様におかれましては、議事の進行にご協力いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、本日は、事業者団体の方にゲストスピーカーとしてお越しいただいております。ご意見を頂戴したいと考えております。事務局の方から、ご紹介をお願いいたします。

〇事務局

はい。差別解消部会のほうでは、より幅広くご意見を聞き、そして、部会での議論をより深めるため、相談などの体制整備について議論する本日と次回の部会では、事業者団体の方から、ゲストスピーカーとして、ご意見を伺うことにしております。

本日は、大阪商工会議所の総務広報部長様、また、大阪府旅行業協会の局長様にお越しいただいております。大阪商工会議所ならびに大阪府旅行業協会からは、昨年度に行いました差別解消の取組みに関する意見照会でも回答をいただいたところです。

本日は、大阪商工会議所におかれましては、中小企業の事業者の立場から、また、旅行業協会におきましては、業界の苦情相談窓口も設置されているということですので、それらを踏まえて、ゲストスピーカーとして、ご意見を伺いたいと考えております。順にお呼びいたしまして、質疑も含め、一人１５分程度でご発言いただきたいと思っております。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。それでは、お一人あたり、質疑も含めて１５分でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇ゲストスピーカー

失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、このような意見発表の機会を頂戴しまして、大変、ありがとうございます。よろしくお願いします。

まず、私ども、この障がい者差別問題に関する基本スタンスといたしましては、資料を以前拝見しましたが、「障害者差別解消法」の趣旨、これは当然、国全体として最大限尊重されるべきものであること。従いまして、民間企業といたしましても、当然、最大限努力していくべきものであるということを承知しております。

ただ、本日のお問いにございましたように、企業、とりわけ中小企業にとりまして、過度な負担とならないような、運用上の配慮を求めるというものでございます。特に民間企業にとりまして、法律では努力義務となっております合理的配慮の不提供の禁止というのは、企業にとりましても新しい概念だと思いますので、まずは、その概念自体を周知いただいて、十分に浸透させることが重要ではないかと思っております。

法の趣旨には、当然、賛成でございますので、企業経営者の納得を十分に得ながら、一歩、一歩、社会に定着させていくことが大事なことかと考えております。このスタンスを踏まえまして、私どもとして、運用上、その他のお願いを何点か申し上げたいと思います。

第一は、先ほども申しましたように、新しい制度自体そのものの周知徹底でございます。施行日が来年の４月だと思いますが、施行日が迫っておりますが、企業側は、新しいこのような制度ができるのだという存在自体についてすら知らないところが、結構あるのではないかと思います。十分な情報を得ていないケースも多いのではないか、特に中小企業では、そのようなケースが多いのではないかと思いますので、準備期間とか社員教育の期間など、当然、必要となるわけでございますので、情報提供に、一層努めていただきますように、よろしくお願いいたします。

第二は、それと絡むのですが、具体的なガイドラインを策定いただきたいというものでございます。どのような対応をすれば十分なのか、あるいは逆に、これをやってはいけないとか、そのような具体的なガイドラインを見たいということが、多くの企業者の意見だと思います。この点大阪府は、国に先んじまして、独自のガイドラインをおつくりと伺っておりまして、大阪府のこのような取組みを、われわれは歓迎しております。ぜひ、企業に求められる必要な準備、具体的なガイドラインや、あるいは事例集として、国においても策定、周知いただきたいとお願いしたいと思います。

第三は、相談体制の整備ですが、新しい制度が始まるということで、当然、障がい者の方々からのご相談を受ける窓口、これはもちろん必要なものだと思いますが、われわれとしましては、円滑な制度運営のためには、それと併せて、対応を求められる企業サイドの、企業からの相談を受けていただける窓口も必要なのではないかと思っておりますので、何分のご配慮をお願い申し上げたいと思います。

第四は、本件に関する大阪府条例についてのお願いでございます。条例そのものが必要か否かも含めて、今後、ご検討されると伺っておりますが、この制度、ナショナルスタンダードが、まさに来年度からスタートしようとしているわけでございまして、その周知も、われわれの実感としては不十分な状況かと思います。そのような中で、仮に条例で企業の対応に関するハードルを上げる、いきなり最初から上がっているというのは、ぜひ、慎重にお願いしたいと思います。

われわれが心配いたしますのは、杞憂かもわかりませんが、例えば法律では努力義務とされております合理的配慮の不提供の禁止、これを義務化しようとか、あるいは違反事業者名を公表するとか、そのような措置はできるだけ回避いただきまして、企業側、特に中小企業は人員、コストに限界がございます。その負担とか実効性にもご配慮いただきまして、バランスのとれた制度となりますよう願っております。

最後に、これと絡むのですが、特に合理的配慮につきましては、新しい概念だと思います。企業サイドも最初から万全の体制とはならない可能性もあろうかと思います。つきましては、実効性確保の観点から、懲罰的な指導というよりも、建設的なアドバイスを行うといった姿勢で臨んでいただければと思います。

いずれにしましても、新しい制度、大切な制度だと思いますので、行政も、国民も、企業も、幅広い理解と納得を得て、円滑に制度がスタートして、新しいソフトの社会インフラとして浸透していくように、環境整備をいただければと思います。以上でございます。

〇部会長

はい。ありがとうございました。ソフトな環境インフラとして位置づければどうか、そして府民の皆様方の合意の下で、柔軟で実行可能な仕組みにしてほしいというご提案だったと思いますが、これについていかがでしょうか。委員の皆様方、はい、お願いします。

〇委員

どうぞよろしくお願いします。

加盟されている企業の立場からということのご発言で、それは企業側の立場としてのお考えだと思います。ところが、もう一つ貴会には立場がございまして、貴会自らが、イベント、その他、研修会とか、講演会とかを開催されているわけです。今からだいぶ前ですが、私の住んでいる市で、貴会が市民マラソンを計画されたのです。そのマラソンの中で、その実施要綱の中ではっきりと、視覚障がい者は、安全性が保障できないので参加をお断りすると書いてこられたので、非常に具合悪いと思いまして、私のほうの市とも話をしまして、貴会には、厳重に抗議をさせていただいたという経緯があるわけですが、それから時間が経っておりますので、考え方も変わっているかと思いますが、その貴会自らが展開されていくイベント、研修会、講習会、それについて、どのようなお考えになっているのか。その点、お話をいただきたいと思います。

〇部会長

市民マラソンの件というのは、いつのことになりますか。

〇委員

忘れました。かなり前です。

〇部会長

かなり前というのは、数年前とか。

〇委員

そうです。数年前です。でも、５０年も前ではありません。

〇部会長

はい。「差別解消法」の議論が始まって、ようやく法律が施行準備になった段階なのです。その３年前の話について、どのように考えるのかというのは、少しこの場での議論にふさわしくないように思いますが。

〇委員

いえ、そうではなくて、現在、貴会がイベントを展開されているわけですから、それをやっていくということで、貴会自らがどのようにお考えになっているのかということをお尋ねしているのです。

〇部会長

そうしますと質問の趣旨は、今後、法の施行後、どのような姿勢で対応されるおつもりなのかということでよろしいですか。

〇委員

そうです。今、マラソンは終わっているのですから。

〇部会長

はい。かつてのマラソンの話について、どうこうということではなくて、今後、このようなイベントを、平成２８年度以降に行われる場合には、この法律との関係について、どのようにご検討いただけるのかということなのですが、ご発言いただけますでしょうか。

〇ゲストスピーカー

はい。お話はよくわかりました。自ら主催者となる事業、われわれもたくさんございます。マラソンは、たまたま当会のものは主催しておりませんけれども、当然、セミナーですとか、商談会ですとか、いろいろな事業、イベントを主催しております。自ら主催者となる事業につきましても、新しい法律の趣旨を十分遵守するように努めていきたいと考えております。

〇部会長

はい。ありがとうございます。そのほかご質問、ご発言ございませんでしょうか。お願いいたします。

〇委員

お話にありました、いろいろ勉強して、中小企業に広げていきたいというお話があったと思いますが、具体的にどのような方法で広げていかれるのか。例えば新聞に載せるとか、そのような内容を会社に書類として送るであるとか、会社の代表の方が集まる場所で、このような法律について、説明会みたいなものを開くとか、どのようなお考えでしょうか。

〇部会長

はい。いかがでしょうか。

〇ゲストスピーカー

はい。ご質問ありがとうございます。私どもは、例えばこれに限らず、マイナンバー制度が来年度から施行されます。同じようにストレスチェックテストも、従業員に義務化されます。それと同じように、われわれがよく実施する事業としましては、説明会をやるのが常でございます。事業者に対して、このようなことはこのような用意をする必要がある。あるいはこれは絶対にやってはならないというガイドラインとか、事例集をもって、国、あるいは大阪府の方なのかもわかりませんが、講師をお招きして、説明会をやるというのが常でございます。

それともう一つ、これもおっしゃられたとおりですが、機関誌、会員向けの新聞がございますので、その新聞に、例えば特集記事をつくるとか、それで注意喚起をして、周知徹底をしていくということが、通常考えられることでございまして、今回も、検討したいと思っております。

〇部会長

はい。ありがとうございます。そのほか、ご意見いかがでしょうか。

〇委員

お話どうもありがとうございます。

一点だけ少し補足的にご説明いただければというところがありますが、先ほどの相談体制のところで、事業者からも相談に乗れるような形にしてほしいというお話がありましたが、その点、企業にとってどのようなメリットがあるのかということについて、少しご説明いただければと考えております。

〇部会長

よろしくお願いします。

〇ゲストスピーカー

はい。少し説明がまずかったのかもわからないですが、ガイドラインを示してほしいとか、事例集を示してほしいとかいう延長線上の話でございまして、個別のこのようなことを、例えば店舗を持っている小売店があったとして、うちとしてはこのような対応をしようと思っているのですが、それで十分なのか、不十分なのか、何か抜け落ちはないのかということを、必ず事業者は個別具体的に、自分の店、あるいは自分の企業に引き直して、これで十分なのかということを、どこかで確認したいと思うのです。

それでそのようなものを、特に中小企業の場合などは、もう一つ自信が持てないというケースもあると思いますので、ああ、これでいいですよと。あるいはここが足りませんよという。自分の会社、店舗の事例に照らして、必要十分を満たすための相談を、どこかに相談したい。そのようなものがあればいいなと思う次第です。

〇委員

おそらく相談する中で、周知を図っていくという手法もあるかと思いますので、そのような意味では、いきなり４月までに制度の周知が図られなかったとしても、実際に相談体制のレベルで、周知を図っていくという方策もあり得るのかと考えておりますので、そのような意味では、おっしゃるように、たぶんそのような形でやっていくのもあり得ると思います。以上です。

〇ゲストスピーカー

はい。おっしゃるとおりだと思います。

〇部会長

はい。ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。時間の関係もございますので、次の委員のご発言で最後にさせていただきたいと思います。

〇委員

先ほど条例の必要性のところで、ハードルを上げるのは慎重にということでおっしゃったと思いますが、その理由として、義務化等にすることによって、中小企業の人員、コストの負担バランスの問題を挙げられていたと思いますが、義務化であったとしても、過度の負担の問題は出てきますので、同じではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

〇部会長

はい。いかがでしょうか。

〇ゲストスピーカー

はい。勉強不足なのかもわからないですが、われわれが思いますのは、国全体としての制度が４月からスタートする。まずはそれに慣れていきたい。なので、いきなりハードルをできるだけ上げないでほしい。国全体として慣れていくことのほうが大事なのではないかという、そのような趣旨でございます。

〇部会長

はい。ありがとうございます。それではお忙しい中、本当にありがとうございました。貴重な意見をいただきありがとうございます。お忙しいと思いますので、これで退出いただいて結構でございます。どうもありがとうございます。

〇ゲストスピーカー

どうも、ありがとうございました。

〇部会長

続きまして、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〇ゲストスピーカー

よろしくお願いします。

まず、旅行業というものを、少し説明させていただきたいのですが、旅行業というのは、一種、二種、三種と、業務の範囲で区別されています。皆さんよくご存じの大手旅行会社などは、海外、国内、すべて旅行業務はできます。その海外の募集旅行です。これだけができないのが二種です。隣接の市町村以外の募集ができないのが三種というように、業務の範囲で区別しております。

一種は、官公庁の管轄です。二種、三種は都道府県の管轄となり、それぞれ認可を受け供託金を納めて、旅行業登録を取得して営業しております。その登録業者を旅行業者というのですが、その旅行業者に所属して、届けを出しているのが、旅行業者代理業、これは、また別のものになります。いわゆる親子関係になり、責任は、すべて親会社の旅行会社が負うことになります。もちろんこの代理業者は、親会社の業務範囲を超えた旅行は出来ないということです。この旅行業者は、一種、二種、三種と分かれているのですが、このそれぞれの旅行につきましても、それぞれの問題等が、少しずつ違ってきております。

まず、当会には、この二種、三種、全国で中小零細旅行業者５５００社、加盟しております。大阪では３２０社、加盟しております。入会については任意なので、会員でない旅行業者もたくさんあります。その会の業務内容といいますか、日本では、われわれ二種、三種の全国旅行業協会、そして、大手の会社が所属している日本旅行業協会、この二つが会にあります。

その会の業務内容につきましては、どちらも同じことを行っております。今日は、配付資料の一番最後に、業務内容を明記しておりますが、まず、旅行会社とお客様の取引においての苦情相談の窓口をつくっております。また、会社が倒産して、お客さんに損害が出た場合、預かっている供託金によって、弁済の手続きの補助などをしております。

まず、会に入るメリットというのは、その供託金が５分の１で済みます。５分の４を会が保証するという。そのようなメリットがあります。それから、旅行業を営むにあたっては、国家資格である旅行業務取扱管理者、これが必要であります。毎年、全国１０箇所で２万人弱の方が受験されて、３割程度が合格されるのですが、その試験の運営を行ったり、また、旅行会社、社員や添乗員のスキルアップの研修やセミナーなどの研修業務も行っております。お客様が、安心して旅行業者を選ぶポイントとしては、まず、登録番号があるのか、また、いずれかの会に所属しているのかが、判断材料になるかと思います。

まず、旅行というのは、形のないもので、バス、飛行機、車、旅館、ホテル、神社仏閣、レストラン、これらを手配し、ツアーに仕立て上げて、一つの商品としてツアーというものが成り立っております。このようなツアーに対して、お客様と旅行業者が取引をいたしますが、この取引に基本的には三つのパターンがありまして、一番連想されるのが、パッケージツアーというもので、パンフレットやチラシで不特定多数の方を募集する。募集型企画旅行というものがあります。これはカウンターで、お客様の希望でツアーを選ぶということで、その場合でも旅行業者としては、取引する前に、取引条件です。これの説明責任がありますので、必ずその説明責任のボリュームの大きさで苦情があったり、大きくなったりということにもなりますので、この取引条件の説明責任というのは、重要なことかと思います。

それから、われわれ二種、三種が基本的、主体的にやっているものが、受注型企画旅行ということで、グループや学校、会社単位の旅行です。これはお客様の希望の旅行を、旅行会社が企画立案して提供する。そのような契約なので、これはお客様主体になりますので、苦情に発展することは少ないです。その募集型と受注型です。これは出発から解散まで、旅行業者が責任を負うことになります。

それから、三つ目の契約として、単純手配というものがあります。これは列車のチケットを取ったり、飛行機のチケットを取ったり、あとはホテルの手配をしたりということで、お客様に、そのチケットを渡した時点で債務が履行されるということですので、あとはお客様と運送機関の契約ということになります。その場合、これが旅行会社を介して契約した場合、仮に運送機関とトラブルになった場合、これは旅行会社が間に入って、いろいろ解決に当たってくれるメリットがありますので、トラブルの解消の一つに、できるだけ旅行会社を使うというのも一つの案かと思います。最近ではインターネットが普及しまして、顔が見えない、声が聞こえない、そのような文字だけのやりとりという契約が増えてきましたので、非常に意志疎通ができないとか、思い込みがあるとかいうことで、なかなかトラブルに発展するケースが増えております。それら、日頃の苦情の窓口は、こちら協会に設けておりますが、なかなか難しい問題もありますので、対応に苦慮するときもあります。

それから、旅行には添乗員が付きものなのですが、添乗員の研修として、旅程管理研修というものを、当会は行っております。これも、この科目の一つに、バリアフリーがカリキュラムに組まれております。この「バリアフリー法」、これは平成１８年１２月より施行されております。この法律は、路線バス業者やタクシー業者が規制の対象で、旅行契約の適用対象ではありませんが、旅行会社は、それらのバス等を手配し、企画するツアーも手がけたりしておりますので、間接的に関係するため、添乗員としてのレベルアップを含めて周知も必要ということで、カリキュラムに組み込まれたかと思います。今回の法律施行につきましては、より一層旅行会社にも深く関わってくると予想されます。昨年の９月には、旅行業協会と航空業界のヒアリングが行われまして、当協会の会員宛てに、全国的にアンケートを実施して、そのまとめたものを官公庁にも報告しているところです。

また、今年、５月より３団体の共催で、全国で数カ所、旅行会社向けの「障害者差別解消法」のセミナーを実施し、啓発に努めているところです。お手元の資料は、先日、私が、セミナーに参加したときの資料ですので、後ほど内容はご確認ください。

最後に「旅行業法」二十二条というものがありますが、これも後ろから二枚目の資料に付けておりますが、苦情の解決というものが定められており、現在、その業務をしております。苦情の申出があれば、「旅行業法」に定められた範囲で解決に当たりますが、協会の立場は双方に対して、強制権、裁定権を有するものではありませんので、一歩下がって歩み寄ることにより、解決するのが基本的な考えです。この法律の施行につきましても、残念ながら苦情に発展した場合は、当会の苦情窓口で、今後、対応できるよう理解と認識を深めて、また、会員、旅行業者に対しても、セミナーを通じて周知できればと思っております。また、お気づきのところがございましたら、ご指摘いただければ幸いです。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございました。それでは、時間の制約がございます。委員の皆様方からご質問、ご意見はございませんでしょうか。いかがでしょうか。貴会の加盟の代理店の方々は、この法律について、どの程度ご存じなのでしょうか。

〇ゲストスピーカー

そうですね。去年の１０月に初めてそのような東京本部のほうから通知がありまして、アンケートを実施いたしまして、それで先日、５月から全国で順番に旅行会社向けのセミナー等を行っておりますので、まだまだ、周知はできていない状況ですので、法律を施行するまでには、何度かそのような機会があるのではないかと思います。

〇部会長

はい。ありがとうございます。おそらく契約の段階で代理店の方が、さまざまな障がいのある方に、どのように適切に情報提供できるのかというところが、一つポイントになりそうですね。もう一つは、そこで契約する、しないという差別の問題が発生する可能性があるということと、情報の提供の仕方によって、十分な配慮がなされていないと言われる可能性がある。

もう一つ心配なのは、例えば飛行機であるとか、鉄道であるとか、バスとか、それがパックツアーで売られているときに、移動機関、あるいはホテル、旅館で、利用に拒否があった場合、併せて旅行業協会、あるいは代理店の側も差別の問題に関わらざるを得ないという理解でよろしいのでしょうか。

〇ゲストスピーカー

そうですね。はい。

〇部会長

その理解がある程度共有されていると考えてもよろしいでしょうか。

〇ゲストスピーカー

していってもらうように努めたいと思います。

〇部会長

はい。ありがとうございます。そのほかご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。お願いします。

〇委員

すみません。質問なのですが、先ほどアンケートを採られたというお話だったと思います。あと、苦情相談もされている中で、昨年か、そのアンケートの対象の時期でもいいのですが、障がいに関して、そのような相談を寄せられたという件数とか、ありましたでしょうか。

〇ゲストスピーカー

当会ではないです。

〇委員

ないのですか。

〇ゲストスピーカー

ないです。

〇委員

ああ、そうですか。

〇ゲストスピーカー

正式に挙がってきた報告はないです。

〇委員

はい。

〇部会長

はい。ありがとうございました。そのほか、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。大変お忙しい中ご出席をいただきまして、ご意見を頂戴し、ありがとうございました。大変お忙しいと思いますので、こちらで退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

〇ゲストスピーカー

ありがとうございました。

〇部会長

事業者団体の方からご意見をいただきました。それでは早速ですが、本日の議題です。「相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的な方策について」、検討してまいりたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

〇事務局

どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

〇部会長

はい。お願いします。

〇事務局

それでは、資料１をご覧ください。今回は、資料１と資料２を、ご用意させていただいておりますが、今回、第１２回では、資料１のみのご説明をさせていただきます。資料２につきましては、「実効性の確保のための措置の必要性」ということの資料となりますが、相談体制と密接に関連しますので、今回、資料としてお付けさせていただきましたが、次回、第１３回で議論をしていただく内容となりますので、次回の第１３回で資料２については、説明させていただきたいと思います。

それでは、資料１でございますが、「相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策について」でございます。

１番、相談、紛争の防止・解決の体制整備に関する事業者団体等、障がい当事者団体等の主な意見となっております。こちらのほうですが、議論に係るポイントといたしまして、大阪府が整備する相談、紛争の防止・解決の体制に、事案の当事者である障がい者等及び事業者は、どのような機能や取組みを期待しているのかということなのですが、別紙１なのですが、点字資料は、１３ページになります。墨字資料は、５ページになります。こちらをご覧ください。こちらは、昨年、部会の提言を受けまして、事業者団体、障がい当事者団体等へ、昨年の１１月下旬から、今年の１月中旬までに、意見照会を行いまして、そのときに出た意見をとりまとめたものでございます。点字資料は、１４ページになります。墨字資料は真ん中のほうになります。（２）照会結果なのですが、回答数といたしまして、７３ございました。

２番、相談、紛争の防止・解決の体制整備に関する主な回答なのですが、事業者団体としての意見なのですが、各分野における既存の相談体制、例えば旅行業協会の苦情相談であるとか、あるいは大阪府社会福祉協議会の運営適正化委員会等の連携とか、あるいは役割の整理が必要ではないか。あるいは最初相談窓口となる市町村等での適切な初動対応が望まれるという意見もございました。市町村等への指導、助言を行う大阪府の役割は重要であり、専門性のある人材の確保が求められる。相談の専門性、レベルを確保し、実効性のある、かつ、中立・公正な体制の整備が必要。点字資料は、１５ページになります。事業者から相談できる仕組みが必要ではないかということも、意見としてございました。各分野の実情・特性に精通した専門家、例えば中小企業診断士、あるいは弁護士等の法曹関係者、あるいはお医者さん等の医療関係者との参画・設置を望むなどの意見がございました。

一方で、障がい当事者団体等のご意見ですが、点字資料は、１５ページの中程になります。提言で示された合議体組織を設置すべき。また、調査にかかる権限を確保しておくことが必要。当事者が気軽に相談できること。どこへ相談すればよいかを明確に周知することなどの意見がありまして、点字資料は、１６ページになります。体制整備と同時並行で、条例の検討・策定を進めていくべき。具体的な紛争事案を解決に導く機関の設置が必要で、条例にこの機関を位置づけ、権限のある実効性を確保すること。実効性を確保するためにも、条例等により罰則を含めた対応が必要ではないかといったご意見もございました。

少し飛ばしまして、市町村の相談のところです。しっかりと機能すればよくなる。市町村の支援をお願いしたい。点字資料は、１７ページになります。専門相談員の拡充と関係機関との連携強化をお願いしたい。専門性を有する人材は障がい者問題と紛争解決に関わる専門性を備えた者を充てること。第三者的な立場の相談機関の設置が望ましいなどの意見がございました。

点字資料の２ページと墨字資料の１ページにお戻りください。

２番なのですが、他自治体の条例における相談、紛争の防止・解決の体制の具体的な仕組みと相談活動の実績ということで、先行されている千葉県が、平成１９年から、条例をもっておられますので、そちらの例を挙げております。

具体的な仕組みといたしましては、地域相談員と相談活動を統括する広域専門指導員が、地域に密着した相談活動を担い、地域の相談で解決の難しい事案については、県に設置された調整委員会が第三者的な立場で助言、あっせんを行う重層的な仕組みを整備しておられます。

点字資料は、３ページになります。「イ」相談活動の実績、平成２５年度の相談は、６０２件ありまして、そのうち差別に関する相談に該当するものは、４分の１の１５５件となっております。相談者別に見ますと１５５件のうち、障がい者本人からのご相談が９５件と最も多く、全体の半数以上を占めたのに対して、法人、団体の職員からの相談は、１件となっております。

また、相談経路別に見ますと１５５件のうち、広域専門指導員が最初に相談を受けたケースが８８件と最も多く、一方で、地域相談員の取扱った件数は、７件、平成２４年度はゼロ件となっております。なお、地域相談員が、障がいのある方からの相談に十分対応できていないなど、地域における相談活動の強化が、今後の課題として挙げられている。

点字資料は、４ページになります。調整委員会の対象となった事案はないということです。

次に、熊本県の例ですが、具体的な仕組みとしましては、ほぼ、千葉県と似ているのですが、不利益取扱い、合理的配慮、または虐待についての相談体制、いわゆる広域専門相談員と地域相談員という形でやっておられまして、不利益取扱いに関してのみ個別事案解決の仕組みを設けまして、いわゆる調整委員会ですが、第三者的な立場で問題の解決を図る仕組みを整備しています。

相談活動の実績ですが、平成２５年度の相談件数が１２２件、そのうち差別に関する相談に該当するものは２９件で、全体の約４分の１となっております。１２２件のうち、障がい者本人からの相談が７２件と最も多く、また、地域相談員が相談を受け付け、広域専門相談員につないだ事例は１３件となっています。点字資料は、５ページになります。調整委員会の対象となった事案は、千葉県と同様にないということになっております。

次に、３番なのですが、他自治体における相談事例からみた相談活動の状況ということで、別紙２になります。こちらは、千葉県の相談事例を別紙２にまとめておりますが、まず、議論に係るポイントといたしましては、当事者への助言や調整等実際にどのような相談活動を行っているのか、大阪府が整備する相談、紛争の防止・解決の体制において、どのような相談活動を行う必要があるのか、求められるのかということで、具体的な例を見ていただきたいと思います。

点字資料は、１８ページになります。墨字資料は、７ページになります。こちらのほうは、千葉県の相談活動の実施状況報告書から抜粋したものです。全部で六つの事例を挙げております。まず、１番目ですが、相談者の語りに耳を傾け、助言を行った事例ということで、まず商品サービスの分野での事例です。こちらは、発達障がいのある方が、相談者でございます。相談の内容ですが、自動車の普通免許を取得するために、障がいを伏せて教習所に通いましたが、教官の言葉が理解できずにストレスとなり、イライラして、ときには大きな声をあげてしまい、変わり者だと思われてしまった。家に帰っても落ち着かず、ただ、運転免許は、家計を支えるために、ぜひ、取得したいという思いがあり、実際に教習の中でハンドルをどれぐらい切ればいいのかとか、あるいは、もう少し具体的に説明してくれれば理解できると思うのですが、自分に障がいのあることを告知すれば、免許が取れなくなるのではないかということで、どのように教官に伝えれば、配慮してもらえるのかという相談でした。

対応と結果ですが、広域専門指導員が、相手方である教習所に調整活動に入ることを、本人さんが望まなかったために、まず、何回か面接をいたしまして、教習所においての具体的な対応方法やイライラした時の対処方法についてのアドバイスをした。後日、本人からも免許が取得できたという報告を受けて、アドバイスは、今後の生活にも参考になったということで、この相談は終結となっております。

事例の考察ですが、相手方は相談者に障がいがあることを知らないこと。実際、差別を受けたという相談ではなかったのですが、障がいのある相談者が、社会生活の中で、どのように対応していけばいいのかということについて、広域専門指導員がじっくり話を聞きながら、助言を行った事案ということでございます。このように障がいのある方が差別を被らないためにも、予防的支援も重要な役割であるというところでございます。

次に、点字資料は、２１ページになります。２番目の例です。こちらも相談者の語りに耳を傾けて、助言を行った事例ですが、医療分野の事例です。相談者は、精神障がいの方です。相談内容ですが、診療所で念のために検査を受けるように言われまして、紹介状を持って別の病院に行ったところ、自分はＣＴ検査を受けるつもりだったのですが、診察したお医者様からは、細胞をとってみなければわからないということで、もともと行かれた診療所のお医者様とは違う検査の説明があったので、本人にとっては初めてのことでびっくりしまして、なぜメスで切り取ることになったのかということで動揺してしまい、お医者さんに説明を求めたのですが、なかなか自分が納得できる説明ではなかったので、「納得できない」といいましたら逆に怒られて、「精神科に行け」というようなことを言われてしまった。点字資料は、２２ページになります。診療所や病院で同じような対応をされた経験が過去にもございまして、そのたびに辛い思いをされたということで、この場合もお医者さんと病院との調整は望まないということで、思いだけを聴いてほしいという相談でした。

それで、対応と結果なのですが、相談者の話を傾聴しまして、相談者と診察の上手な受け方について検討したということで、今回、その次の機会があれば、試してみたいということで、この相談は、これで終結をしております。こちらの事例の考察なのですが、広域専門相談員は傾聴に終わることなく、事例に示したような対応も心がけている。特に納得のいく医療を受けられないということが多いと話す相談者に対しては、自分自身でできることは何か、あるいは診断や検査・説明を上手に受けるためには、どのような工夫ができるのかということを一緒に考えて、障がいのある人が不満の残る医療を受けないための支援もやっているというところです。

３番目ですが、こちらは当事者への助言、調整を行った事例といたしまして、公共交通機関の分野の事例です。こちらの方は、車いすを使っておられる肢体不自由の方の相談です。車いすを使用しておりまして、自宅近くのバス停から駅まで乗車するのに、突然、乗車するのは迷惑だと思いまして、事前にバスの営業所に連絡をしたところ、「乗務員が一人なので対応できない」というようなことを言われた。このバスというのは、すべてワンマンバスで、車いすのマークをバスの車体に表示しているのに対応できないというのは、おかしいのではないかという相談でした。

点字資料は、２４ページになります。対応と結果ですが、バス会社の営業所に、広域専門相談員が訪問いたしまして、条例についてまず説明をして、相談内容を伝えました。そうすると営業所長のほうからは、対応の不備についてのお詫びがございまして、車いすの方の利用は、制限していないということでした。それで、バスの乗務員には、研修を行っておりまして、毎日、車いすの利用者が乗車していますが、今後、乗務員の教育を徹底したいということのお話があったということです。さらに広域専門指導員からは、もしバスに乗る前に、事前に知らせなければいけないのであれば知らせる予定はあるという旨もお伝えしたのですが、特にその必要はないというお話でした。さらに広域専門相談員は、相談者の利用が想定される周辺のバス停の状況も確認した。さらに相談員が訪問いたしまして、バスの営業所に訪問した結果と、あと周辺のバス停の歩道の幅などの調査した結果を、相談者の方にお知らせしまして、安全を考慮し、適当と思われるバス停を提案した。その後、バスを利用したときに、対応が改善されたとの連絡が、相談者のほうからございまして、その相談については調整活動がこれで終結ということになっております。

事例の考察なのですが、これまでも多くの相談があったバスへの乗車に係るもので、本事例のように、営業所や本社側は、障がい者の理解があっても、教育が十分現場まで届いていないということが多く、また、停留所の歩道の幅や車いすの回転域が利用しづらくないか、実際に確認されているかの問題もあるということでございました。

次に、点字資料は、２６ページになります。４番です。当事者への助言、調整を行った事例として、住宅の分野における事例です。こちらは知的障がいの方の母親からの相談です。相談内容ですが、近所から苦情があるので退去してほしいと大家から言われたのですが、転居するつもりで物件を探しているのですが、知的障がい者の息子がいるというと、どこも断られてしまって部屋を借りることができなくて、困っているという相談内容でした。

点字資料は、２７ページになります。対応と結果ですが、相談者宅を訪ねて、本人と両親に面談したところ、両親の留守中に大きな生活音を出すらしくて、それが近所迷惑になっているということで、防音対策といたしましては、床一面に布団を敷き詰めている。本人とは会話がなかなか成立しないというところで、相談中に両親の考え方が、母親のほうは、自分の家で育てたい、父親のほうは、施設に入れたいということで、両親間で激しい口論が始まってしまい、最終的に、退去を要求されるに至った経過を聴取することができずに、相談を中止した。一方で、大家のほうを訪ねまして、退去を促す経緯を確認したところ、退去勧告は生活音だけではなく、共同生活の秩序を乱す本人の迷惑行為、不法投棄などによるものであったということがわかりました。点字資料は、２８ページになります。広域専門指導員は、解決すべき課題は、今後の当事者への支援に関する両親の意思統一と本人への支援の導入と判断いたしまして、まず、両親に対しては、住宅問題に限定せずに、本人に対して生活の改善を図るための支援が必要であること、そのために障がい福祉サービスを受けることが不可欠であると考えましたので、市役所で相談することを強く勧めました。

一方で大家に対しては、当事者には障がいがあり支援が必要であることと、支援の利用については、両親間の調整と意思統一に時間がかかるので、支援が開始するまでの間は、退去についてしばらく猶予をお願いしたいということでお願いしに行った。点字資料は、２９ページになります。市役所では、施設を利用したいという父親の思いと、家でみたいという母親の思いの双方を受けまして、両親の納得いく支援について、両親と時間をかけて検討し、日中活動支援と移動支援サービスを利用するという結論を出したところです。

その後、近隣からの苦情がなくなったことから、最終的には退去しなくて済んだということで、相談は終結いたしました。

こちらの事例についてなのですが、当初、障がいを理由として退去要求されたことから起きた問題への相談かと思われたのですが、問題の本質は、障がいのある本人の生活全般にわたる問題であったため、問題解決のための具体策を提案しながら、大家に対しては、障がいに対する理解を求め、障がい福祉サービス導入まで退去を猶予してもらうための調整が必要になったという事案でございました。

次に、点字資料は、３０ページになります。５番目といたしまして、当事者への助言、調整を行った教育分野の事例です。こちらは車いすを利用されている児童の母親からの相談です。車いすを利用している子どもの進学のために、バリアフリー設備の整った私立中学校の学校説明会に行ったのですが、当初、車いすを理由に入学をお断りすることはないと言われていたにもかかわらず、後日、受け入れ態勢が整っていないとの理由で受験を断られたという事例です。

点字資料は、３１ページになります。対応と結果なのですが、相談者は、学校への状況確認や調整活動は望まないが、今後、同じような思いをする人が出ないように、学校に対して県には条例があること、このようなことは、条例で定義されている差別に当たることを説明してほしいということでした。そこで、広域専門相談員のほうなのですが、当該私立中学校を訪問されて、まず、条例について説明いたしまして、中立的な立場で調整活動を行っている旨の説明をされた。学校のほうからは、今後、受け入れについて、前向きに行うとの回答がありました。さらに、広域専門相談員につきまして、この中学校にとどまらずに、私立学校協会というところにも訪問いたしまして、話を聞きに行ったというところです。

点字資料は、３２ページになります。相談者からは、子どもが都内の中学校に入学することになったということで、最終的には、私立中学校には入っておられませんが、地元の学校が温かく迎えていただけるということで、相談は終結しております。

事例の考察なのですが、今後、「障害者差別解消法」が施行されれば、公立の学校では、合理的配慮は義務となる、私立であっても、設備がある場合は受け入れるよう努力する義務がある。また、障がいに対する理解や配慮が求められるが、どこまでを障がいを理由として配慮すべきか、個別に検討していくことが、今後は求められることになる。障がいのある子どもたちにも等しく教育の機会が与えられなければいけない。今後は、「障害者差別解消法」の施行に向けて、教育機関への理解と配慮を求める周知活動を行い、準備を整えていく必要があるということでした。

６番目です。これは当事者間の話し合いを行った事例です。分野としましては、福祉サービス分野になります。こちらの相談は、精神障がいのある方の相談です。平成２２年の例になりますので、「障害者自立支援法」の時代となっております。授産施設に通所していたのですが、他の利用者とのトラブルを起こしまして、感情のコントロールができなくなって施設内で暴れて、大量の服薬も図ったために、精神科の病院に入院した。入院中に主治医と施設側が連絡を取り合いまして、その結果、退院後は病院のデイケアに通うことになった。本人といたしましては、なぜ、授産施設ではなくて、デイケアに通わなければならなくなったのかわからず、一方的に退所させられたという思いがあった。そこで、施設から見捨てられたという思いが強く、退所の理由を、きちんと説明してほしいという相談内容です。

点字資料は、３４ページの中程になります。対応と結果なのですが、相談を受けた広域専門指導員は、本人に、調整活動の意向を確認しまして、相手方である施設に連絡をして、施設側からの事情も確認した。施設側といたしましては、なかなか本人に会えなかったということと、母親のほうから退所届が出てきまして、お礼も言われたということなので、円満な退所であったと思っていた。点字資料は、３５ページになります。また、退所になったいきさつについては、今回のような問題は過去にも何度かありまして、それまでも主治医やケースワーカーと連絡をとりながら支援を続けてきた。しかし、今回に限っては、本人から「施設に火をつける」というような、脅迫的な発言が出てきましたので、他の利用者の安全が守れなくなると判断しまして、本人にとっても現在は、治療をベースに進めたほうがよいと判断したということでした。その後、広域専門相談員は、本人、母親と施設長、生活支援員を交えて話し合いを行いました。みんなで話し合い、双方の思いを伝えたことで、行き違いがあったことが確認できまして、最終的には、相談者も納得されたというところです。

点字資料は、３６ページになります。事例の考察ですが、利用していたサービスが利用できなくなったという事案の中には、調整に入ると施設側が障がいの特性に応じた専門的な対応や問題行動に対する対応に苦慮している状況も窺われたということで、このような問題の背景には、「障害者自立支援法」、現在の「障害者総合支援法」なのですが、この三障がい共通にサービスを提供する仕組みを進めてきているにもかかわらず、施設側の体制がそれに追いついていないというところがあったということと、施設職員の障がいの特性に応じた専門的な知識や技術の向上が、重要な課題であると考えられるというところです。

点字資料は、６ページ、墨字資料は２ページにお戻りください。４番です。相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策に関すると考えられる論点ということで、「障害者差別解消法」の趣旨に沿って、市町村等身近な地域・既存の相談機関等の活用、充実を図ることを基本としつつ、大阪府、市町村の適切な役割分担の下、大阪府は広域的な立場から、府における相談、紛争の防止・解決の体制整備を図る。具体的には、地域・既存の相談機関等において、事案を解決することを基本としつつ、府においては以下の体制整備を図る。

１番、地域・既存の相談機関等における解決を支援する仕組み、点字資料は、７ページになります。２番、１番の支援によっても地域・既存の相談機関等における解決が困難な場合に、より専門的・中立的な立場から対応する仕組み。

１番の具体的方策に関する考えられる論点といたしまして、基本的には、地域・既存の相談機関等において、事案を解決するために、どのような解決を支援する仕組みを講じるべきか、具体的には専門性を有する人材、いわゆる広域専門相談員を府に配置して、地域・既存の相談機関における解決を支援する仕組みとしてはどうか、その場合、「ア」府民にとって身近な地域において、他自治体の、例えば千葉県や熊本県のような条例における地域相談員のように、新たな体制を整備するという考え方もありますが、法の趣旨に沿って、地域・既存の相談機関等の活用・充実を図り、それらにおける解決を大阪府が支援することとしてはどうか。点字資料は、８ページになります。「イ」地域・既存の相談機関等における解決を支援するためには、どのような機能が、広域専門相談員に求められるか。例えば、地域・既存の相談機関等に対する助言、事案の当事者に対する意見聴取、調査、相談員を交えた当事者間の話し合いや関係機関の調整、地域・既存の相談機関等の連携促進、相談事案の収集と分析。「ウ」地域・既存の相談機関等を支援し、さまざまな分野にわたる事案に対応するためには、どのような専門性が、広域専門相談員に求められるか。点字資料は、９ページになります。「エ」地域・既存の相談機関等及び広域専門相談員は、障がい者、家族、その他の関係者からの相談だけではなく、事業者からの相談にも対応することとしてはどうか。「オ」雇用分野にかかる事案については、状況等を把握した上で、「障害者雇用促進法」に定める相談や紛争解決の仕組みに、適切につなぐこととしてはどうか。

２番目の具体的方策に関する考えられる論点ですが、１の支援によっても、地域・既存の相談機関等における解決が困難な場合に、より専門的・中立的な立場から、どのように対応する仕組みを講じるべきか。具体的には合議体を設置して、当事者双方に対する調査を行い、あっせん案を提示する仕組みとしてはどうか。点字資料は、１０ページになります。その場合に、「ア」どのような機能が合議体に求められるか。障がい者、家族、その他の関係者からのあっせんの申し立てを受けて、当事者双方に対する調査、当事者双方に対するあっせん案の提示、「イ」学識経験者、障がい当事者、事業者等合議体の構成はどのようにすべきか。「ウ」合議体の対象事案は、法的義務となっている事業者に係る不当な差別的取扱いとするのが適当ではないか。なお、対象事案の取扱いは、今後の相談事案の集積や国の動向等を踏まえて、将来の検討課題としてはどうか。点字資料は、１１ページになります。「エ」雇用分野に関するものについては、先ほどと同じく、「障害者雇用促進法」に定める相談や紛争解決の仕組みで対応することとしてはどうか。

３番です。障害者差別解消支援地域協議会に関する考えられる論点といたしまして、「障害者差別解消法」は、当該協議会の設置は、地方公共団体の判断によるもので、必置とはされていないのですが、地域において相談、紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築する観点から、当該協議会を組織することができるとなっております。基本方針においては、適切な相談窓口・機関の紹介であるとか、具体的事案の対応例の共有・協議、構成機関等における調停、あっせん等のさまざまな取組みによる紛争解決、複数の機関で紛争解決等に対応することへの後押し等が期待される機能として挙げられております。しかしながら、具体的な内容というのは、まだ明らかになっておりませんので、提言では国において暫定指針を参考に実施する体制整備事業の状況や、今後、示される予定の設置・運営指針を踏まえながら検討する必要があるとしております。よって、国の動向等を踏まえて検討する必要はあるのですが、大阪府における相談、紛争の防止・解決の体制をより実効性のあるものとするために、協議会に求められる役割として、どのようなものが考えられるか、以上が、今回ご議論いただくポイントでございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

〇部会長

それでは、事務局の説明を踏まえて、相談等の体制整備について、議論してまいりたいと思います。大きく二つ、ご議論いただきたい点がございます。まず、先行自治体において展開されている相談事例について、ご紹介させていただきましたが、そのようなものとして、「障害者差別解消法」施行後の相談事例、あるいは相談に関わる紛争解決の在り方を理解してよいかどうかについて、皆様方からご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。そのあとで、事務局よりご提案いただいた相談、紛争の防止・解決の体制整備についての具体的な方策の提案について、ご意見を頂戴したいと思っております。まずは、前半部分の千葉県、熊本県等で、実際に相談事案の解決がなされた方法、事例及びその方法について、ご意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。はい。お願いします。

〇委員

感想なのですが、資料の１から見ていただきたいのですが、千葉県の相談活動の実績というところがございまして、その三つ目ぐらいに、相談経路別で見ると１５５件のうち、広域専門指導員が８８件と書いてありますし、地域相談員は７件となっています。やはり地域相談員というのは、本当は窓口のスタートだと思いますが、広域専門指導員が非常に活躍しているということで、なお書きにあります地域相談員が、障がいのある人から相談に十分対応できていない、地域における相談活動の強化が、今後の課題と書いてありますが、大阪でもそのあたりを、今後、議論していかなければいけないと思っています。

具体的に専門相談員の事例を見ますと、例えば７ページの２番目を見ていただきますと、下のほうです。相談員が語りに耳を傾けたとあります。この中身を読んでみますと、当事者がお医者さんにかかって、お医者との関係がうまくいっていないということに対して、ふつう相談とかあっせんではないですが、このようなところでは、両者の話を聞いてどうこうやるのかと思いましたら、これはその相談員が、診察をうまく受けるように、そのようなことについて、対応と結果に書いてあります、相談員と診察の上手な受け方について検討した、ある程度、本人もそれでわかるようになったということなのですが、これは相談員としては、非常に高度な技術と思います。どちらかと言えば、ＡさんとＢさんを仲介してどうのこうのではなくて、当事者がわかるように、リードしていったということで、やはり相談員としてのイメージが少し高いのかと思いました。

それから９ページの４番です。これは住宅の分野の例ですが、これなども非常に難しい当事者ですが、これに対して大家のところも訪ねるし、本人の家庭も訪ねて、なおかつ、このようなことについて、市の窓口に相談して解決の道を探したということで、１０ページの真ん中あたりに書いてありますが、生活の改善を図るための支援が必要であると考えて、市役所と相談することを根気強く進めたという格好で、「エ」のところでは、日中活動して、移動支援サービスを利用するという結論を出した。このようなことで解決につながったということなのですが、千葉県は、このように歴史が長いから、いろいろな体験が積み重ねているのかもしれませんが、この二つの例を見ましても、なかなか相談解決の事例としては、素晴らしいといいますか、レベルの高いことをやっているなと。逆に地域の相談員というのは、いったい何をやっているのだろうかという疑問が残ります。感想です。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。ただ今レベルの高いというご指摘をいただきましたが、千葉県の特徴は、当事者の思いを傾聴して、ソーシャルワーク的な対応をなさっているのです。差別に当たるか当たらないかというところありきではなくて、困っているところを受け止めて、どのように解決していこうかということがベースにあり、この事実上障がいが理由になって、サービスが利用できなくなるかもしれない状況に対して、非常に広い視野からさまざまな関係機関と調整をするという手法を採っているというのが、一つ特徴的かと思っておりました。まさに委員がご指摘のとおり、それがレベルの高い調整型の紛争解決なのではないかというご指摘だったと思います。

そのほか、この千葉県の資料にもありますように、千葉県の実践事例について、どのように受け止められたのか、ご感想を、ぜひとも頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。相談機関として、千葉県の事例について、どのように。

〇委員

障がい者の１１０番の担当もさせてもらっています。この千葉県の事例なのですが、委員がおっしゃいましたように、やはり地域相談員が、まず、ベースに、広域の専門相談員がフォローするという体制が、実際には望ましいのだろうと思いますが、おそらく属人的なところも踏まえて、現実の対応になっているのかという印象を受けます。この差別か差別でないかというところは、相談を受けていて思うのですが、障がい者本人の方が、それ以上に調査といいますか、やりとりを望まれるか望まれないかという、相談者の意思みたいな部分が、かなり働いてしまう。まず、その協力がない中で、調査といいますか、それが差別なのかどうか、具体的なところの話も含めて、進めていくことが非常に難しいだろうなと、どうしても直接、われわれもそうなのですが、やはり遠慮される。やはりこちらから何か申し出てしまうと、何か不利益が起こるのではないのかみたいなことで、少し引かれてしまう。そのような実態というのは、やはり実際にあると思いますが、その相談者の意向を、どのぐらいくみ取るのか。逆に相談者の意向がない中で、この差別か差別でないかみたいな話を進めていくことが、実際、可能なのかどうなのかという、何をもって可能とするのかというところは、少し非常に気になるところではありました。それが、とりあえずの感想です。

〇部会長

意向をくみ取るというのは、本当に困っているところが何なのかということを専門家としておさえて調整に入るということでしょうね。それとも、これは差別なのだから何とかしろというところをくみ取って、差別の調整に入る。

〇委員

相談というところに入ると、やはり最も相談者が望まれることは何なのかという。それが差別とかそのような話ではなく、一番解決の方向性というところを見定めていくとは思いますが、ただ、本来そこで止めてしまって、その話をもう少し広げていくとか、相手、双方に理解を求めていくためには、そこが少し何らかの方策で、もう少し進められるようなものを、つくるか、つくらないか、その権限みたいなものが、どうあるのかというところが、少し引っかかるところです。

〇部会長

はい。ありがとうございます。市町村の応援とか、あるいは大阪府の応援というところを踏まえて、幅広い意向のくみ取り方ができるような仕組みづくりが重要だというご指摘として捉えてよろしいでしょうか。はい。そのほか、いかがでしょうか。はい。お願いします。

〇委員

私、いつも思うのですが、これも行政から出ている資料なのです。だからここに何件という件数が挙がっているのですが、この件数自体が、その地域での障がい者、当事者が持っているニーズというものがすべてなのか、あるいはこの条例に対して、よく理解できていないか、あるいはその条例はあまり頼りにならないからということで、相談自体に来ていない可能性もあるわけです。だから問題は、千葉県に在住している障がい者というのは、この条例というものを、どのように評価しているのか、どのように活用しようとしているのか、あるいは今まで、活用しようとしたがうまくいかなかったのか、当事者というものが、どのように評価しているのかということを、よく研究しなければ、私は、いけないのではないかと思います。

だから、ここで各市町村にいる相談員というものに対して、相談事例が少ないということは、いったいそれは、その相談員の能力がないのか、システムなのか、住民が信頼をしていないのか、いきなり県レベルの相談員に話を持ってきているのか、いったいどのようなことなのかということが出ているデータだけを見ていたのではわからないです。だから、そこの地域の障がい者のために、つくっている条例である以上、そこの地域の障がい者に、いろいろ聞いてみる必要があるのではないか。

もう一つは、例えば私どもでも、直接相談員とかには行かないで、非常に団体役員を頼りにされるのです。別に団体役員は、市から相談とか委嘱されていない。しかし、団体役員はものすごく頼りにされて、その人の代理と言えばおかしいですが、いろいろ力になってあげなければいけないということが起こっているわけです。いったいこれは何なのかと、私は、よく思うのですが、もう一度繰り返しますが、やはり地域の当事者の障がい者が、どのように評価しているかということを、よく調査する必要があるように思います。以上です。

〇部会長

はい。貴重なご意見、ありがとうございます。事務局では、これについて、何か情報をお持ちですか。

〇事務局

事務局でございます。まさに前回も委員のほうから、その条例をすでにつくっている県の障がい者の意見をしっかり把握した上で、その議論を行うべきではないかというご意見をいただきました。それを踏まえまして、今回の資料でも行政がつくる行政側のデータとしまして、先ほどの資料１の千葉県の実践報告の例とかを、ご説明させていただいたということになります。

なかなか、例えば大阪府が、千葉県の障がい者の方の意見とかをアンケート調査をするということは、なかなか行政機関としては難しいところもございます。本日、委員のほうから提出していただいた資料の中でも、千葉県の障がい者の方の条例に対する評価というものが示されております。そのようなこともございまして、もし可能でありましたら、各障がい者団体の横のつながりといいますか、ネットワークで、例えば条例を持っている千葉県の障がい者団体の評価ですとかいうものを、ご説明いただけるとありがたいと考えております。

〇部会長

はい。ありがとうございます。

〇委員

もう少し発言させてください。

〇部会長

はい。委員の提出資料を踏まえて、千葉県の当事者の皆さん方がどのように条例を受け止めているのか、もし情報をお持ちであればご説明いただければと思います。

〇委員

はい。情報は持っておりませんが、大阪府のところで、アンケートをつくっていただいて、例えば私どもであれば、北海道から沖縄まで、全部、組織がありますから、その千葉県なら千葉県に対して、そのようなアンケートを出して、そして、そこの地域で何千人かの視覚障がい者の何をとってくれというのは無理かもわかりませんが、役員さんに、どのように考えているかということについての評価というものは、アンケートいう形で出してもらうことは可能かと思います。

それと、私が、もう一つ疑問に思ったのは、今、この千葉県から少し離れますが、１１の県の条例が出ているのですが、例えば岩手県のところを見ますと、勧告も、公表も、罰則も全部、ゼロになっているのです。これは、岩手県はそのような形でおつくりになった。それは岩手県の自由ですが、問題は、ここの障がい者がこの条例をどのように評価しているのか、つくるときにいろいろ意見は言ったけれども、取り入れてもらえなかったのか、これでいいと思ったのか、また、この状態でも役に立っているのか、私は非常に、この岩手県の資料を見て疑問に思ったわけです。だから住民側の評価というものを、聞いてみなければいけないと思ったのです。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。大阪府の名前で、おそらく千葉県の障がい者団体に、意見を聞くというのは、なかなか大阪府と千葉県の関係もあって難しいと思うのです。今後、事務局と相談して、いい知恵がないか検討してまいりたいと思います。ただ、おっしゃるとおり当事者がどこに問題があって、どのように変えろと言っているのか、そもそもいらないと言っているのかといったところが、とても関心があるところです。

そのほか、ご意見ございませんでしょうか。はい。では、お願いします。

〇委員

よろしくお願いいたします。少し長くなるかもわからないですが、全体的な千葉県の感想としましては、先ほどから委員の方々がおっしゃっていますように、紛争の解決の方法論としては、より障がい者本人に寄り添ったところで、そのような白黒をつけるみたいな形ではないようなものが、ベースになっていると私も思いました。ただ、一応、教育分野に絞って少し発言させていただきたいと思いますが、１０ページのところです。このような肢体不自由で車いすで、結局、断られるケースというのは、たぶん一番教育の分野としては、有り得るだろうと思っております。

一応、以前も少しお話させていただいたと思いますが、大阪府の私学といいますのは、全国で唯一障がいだけではなくて、部落であるとか、在日であるとかいう、そのようなマイノリティーの支援ということで、私立学校の人権教育研究会、人権問題に特化した研究会、これは唯一公立ではなくて、私学で唯一持っているところです。その中の課題別研究委員会として、私が、属しております障がい者問題研究委員会というものがございまして、毎年、アンケートを採っていますが、少し長い名前なのですが、「私学の障がい等のある児童生徒に関する実態調査」というものを出しております。だいたいこれは、私学の小・中・高のところから、ほぼ１００％に近いような形で、出していただいています。その中の一校として、受験に関してですが、受験に関する障がいの配慮です。それが四つに分かれていて、本人のほうから、その配慮をしてほしいという希望があったから配慮したという、なかったけれども配慮した、なかったので配慮しなかった、あったけれども配慮しなかった、それで、あったけれども配慮しなかったというのは、実は、１０年ぐらい前までは結構あったのです。今は、これはほぼゼロです。このようなことを言えばあれなのですが、一校だけなのです。ただ、前にも発言させていただきましたように、このような数字的なものは、ほとんど門前払いみたいなところはないことになっているはずなのですが、実際問題としては、私の聞いているところでは、２件出てきているということがありますので、やはりこのようなところが、一番、ネックになっているのではないかと思います。

ちなみに結構、いろいろなところまで調査しておりまして、個別の支援計画をつくっているかどうかという、これは合理的配慮に関わることだと思いますが、まだまだ、このようなところは低いです。大阪の場合は、例えばこのような相談があった場合、より身近な例では、大阪府の場合は、それぞれ三つの専門的な生徒、保護者、それから教員に対する、そのような電話相談もシステムがあるわけですが、私学の場合はコスモスダイヤルというものがあるだけです。ただ、結構よくかかってきまして、そのようなものである程度、私学の場合というのは、人権のほうから学校に対しての意見は言えるのですが、強制力はないです。だからそのようなところで、私が、以前にも言いましたように、やはり広域相談員とか、そのようなものもそうなのですが、公正中立的な第三者機関、実効性が担保できるようなものが、必要ではないかと思っております。公立の場合であれば、府教のほうからとか、市教のほうからとか、それで終わりということにはならないかもわからないですが、私学の場合は、やはり学校の建学の精神というものもありまして、ただ、結構、こんなことを言えばあれですが、ほかの私の知るところでは、他府県よりは、割と大阪は進んでいるのではないかという気はしております。長年このようなアンケートをとらせてもらっていて、その数値も存じております。

ただ、何度もいいますが、来年の４月から、この法律が施行されるに対して、やはり実効性を担保するための第三者機関であるとか、そのような知事等の権限とかを発揮させる。それから条例というものを、きちんと決めるというところで、そのようなものを確保する必要があるのではないかと、私は、思っております。

〇部会長

はい。ありがとうございます。教育関係ということで、少し市町村の教育委員会の立場から、この教育分野の相談事例について、どのようにお考えなのか、少しお話いただけないでしょうか。

〇オブザーバー

はい。よろしくお願いします。

市のほうでも、やはり大切にしていることは、一つは未然防止をどのように進めるのかというところです。それについては、われわれのところでいいますと幼稚園・小学校・中学校・高等学校への「障害者差別解消法」等について、いろいろな法の整備の条件について、きちんと周知徹底を図ること。この周知徹底というのは、何も学校、園だけではなくて、保護者のほうにも、例えば教育委員会で、このような相談の窓口を設置いたしますという、今後の障がいのある児童、生徒に関わるような、いろいろな取組みについての周知徹底も同様に図っていきたいと思っております。

一方、未然防止だけではなくて、その後、そのような事案が起こったときの迅速な対応というのは、どのようにするのか、先ほどお話ししましたように、やはり一つは相談窓口で、専門的な、あるいは公平な立場で、広い経験の中で話ができる者を、きちんと相談員のほうで雇いながら、進めていきたいと思っています。

このように未然防止と迅速な対応ということで、きちんと調整をしながら、子どもの教育を受ける権利というものを、保護者とともに、また、学校もこの１１ページにもありますように、今後、同じような思いをする人が出ないように、これは非常に大事なところだと思いますが、そのようなことも含めて、当たっていきたいと思っております。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。続きまして、お願いします。

〇委員

はい。私は、この千葉県と熊本県を見て思ったのですが、法律ができる前に条例ができたものですから、いろいろなことがあるのかなと思います。それで、千葉県において、広域相談員のところでは、件数が最初に８８件、地域の相談員が７件といいますが、やはり私は、熊本のような感じですか、地域で身近なところで差別ということでなくても、ただ、嫌な思いをしたというところから、聞いてもらえるところがあるというのは、とても大事なのかと思いますので、やはり地域の相談員が相談を受けて、広域専門相談員につないでいくということがいいのかと思います。さきほど、おっしゃっていましたが、生活相談というものが４分の３を占めているわけですから、ソーシャルワーク的なものが必要となると、地域においての相談員のスキルというか、それはとても大事になってくると思いますので、熊本県のような感じで、地域の相談員を育てていくということが、とても大事なのかと思いました。

〇部会長

はい。ありがとうございます。続きまして、お願いします。

〇委員

失礼します。この千葉県の相談状況を見ておりまして、私の、率直な感想は、ほんとによくやられているなということと、よくこれだけ出掛けて行って調整ができているということが感想です。といいますのは、私ども大阪府内の人権相談ということでやっておりますが、体制的にいいますと、相談窓口に２名配置するのと、あと１名が、いろいろな市町村の相談を支援するという形になっているのです。千葉県は、資料を見ていますと地域相談員が６００人ぐらい委嘱されていて、広域専門指導員は１６人です。県庁にいるとかいうのではなくて、保健所の管轄区域に配置されているというのが１６人、このようなこともあって、広域専門指導員といっても、割と地域から言えば、近くにいるというような、現場を動き回れる。そのような体制があるのではないかと思います。私どもは、なかなか支援をもっとしようと思っても、なかなか外へ出て支援していくというのは難しいのですが、それができる体制が千葉県にはあるのかと思いました。広域専門指導員が１６人いるというのは、それもブロックのようなところに配置されているというのは、今後、大阪府でも検討するときに、大事な点ではないかと思います。逆に地域相談員のところへの相談が少ないというのは、６００人となっていますが、どのような仕組みになっているのか、詳しくはわからないのですが、本当に、そこへ相談に行けばいいということが、きちんと周知されているか、示されているかというところを、もう少し見直していかなければならないのではないかと思います。国の基本方針でも、相談の窓口を明確にしてということを言われていますが、やはり相談窓口があるということを知らせなければ、なかなか相談には結びつかないと思いますので、これから大阪府で考えていくときにも、この地域の相談窓口を、どのように明確にして伝えていくのか、広報していくのかということが、大事ではないかということを、この事例から考えさせていただきました。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。人権相談を行われていますね。

〇委員

はい。

〇部会長

狭義の人権問題と、もう少し広い、ご本人が困っていて、何とか困り事を解決しなくてはいけない。それが、かつ社会問題にもつながっているようなケースには、どこまで、対応されているのですか。

〇委員

実際、今のところは、市町村の人権相談窓口がありますので、本当に寄り添いながら相談していくというのは、市町村の相談窓口になります。ただ、市町村をまたがったりとか、あるいは専門的な、この人権問題は専門的なアドバイスがほしいとかいったときに、私どもは、大阪府から委託されておりますので、相談窓口の相談員と市町村の相談員が、一緒に相談に対応するとかいう形はあります。ただ、人権問題といっても広いですから、逆に相談される方は、いろいろなところに相談されますので、本当に人権問題と言えるのか、あるいはいろいろな諍いとか、そのようなところの相談もありまして、多岐にわたっているという状況です。

〇部会長

その場合は、出掛けて行って、関係機関と調整するとかいうことまでされているのですか。

〇委員

市町村から依頼があるとかして、行政の窓口と調整してほしいということなどもありますので、そのときは出掛けて行ってしておりますが、なかなか動けるのが一人ということですので、限られるというのが今の状況です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。そのほか、はい。どうぞ。お願いします。

〇委員

千葉県と熊本県の様子を聞かせていただきまして、どちらも相談件数はだいたい４分の１が差別に関する相談であるとか、相談者別では、ご本人からの相談が６割ぐらいというところが共通しているのかと思いました。相談事例の中で４分の１以外は、生活に関わるような、そのような相談もろもろをお受けされているということで、最初の相談事例です。自動車の事案のように、予防的な支援もあるということがあがっておりますが、確かにこの事例は、差別に関する相談の中に入れるという形で、今回、あげておられるのだと思いますが、合理的配慮がどうなのかという事案と解釈したらいいのかと思いますが、少なくともご本人の希望としては、障がいがあるということは伝えていない中での事案なのです。そうすれば、これを差別に関わる相談として入れるのか、入れないのか、みたいなところは、少し微妙だなと思って、今後、いろいろな相談が入ってくる中で、差別に関する相談というものを、どのように考えるのかということが一つです。対応はこれでいいと思いますが、枠組みとしてどのようなものなのか。

それと、あと、やはりご本人からの相談だということで、相談の出発点というのは、本人の希望、本人の立場、スタンスをベースにしながら、そこからスタートしていくということだと思います。ですから、仮にこのような相談事があったとしても、その中で本人は何を求めておられるのか、何をしてほしいのか、してほしくないのかということが、ほんとに具体的な事例を見ていたら、言ってほしくないとか、言わない中で何か調整してほしいとか、いろいろほんとに個々さまざまな形で、出てくるのだなということを、あらためて感じました。

それと、あとどこまで、この相談を受けて対応をして、生活上の困り事の解決をするのかという点も見ているとバスの相談事例がありました。確かにバス会社と相談されて、末端まで十分指導が行き届いていなかったということで、それを相談者のほうにお返しをしたと。普通では何か、この辺で終わるのかと思ってしまうのですが、やはりそこを一歩も二歩も踏み込んで、では、近辺でこの方が、バスを利用されるに当たって、本当に安全で適当なところはどこなのかというところまで、本当に丁寧に調整されて返されるという、ここら辺りは、すごいなと私も思いますが、実際どこまで対応をやるのかということも含めて、今後、大阪で仕組みをつくっていく中では、一定の考え方を、整理しておく必要があるのかと、そのように思いました。

〇部会長

はい。ありがとうございます。予防的な支援、差別、将来このまま当事者間、事業者と障がいのある方との関係が壊れてしまった場合に、利用できなくなることが見込まれる。その前の段階で相談を受けた場合には、その調整ということが、予防的支援に該当するご指摘だったと思います。非常に貴重なご意見ありがとうございます。

千葉県のバスの事例で、広域専門指導員の関わり方は、おそらく一人のご判断ではなくて、千葉県全体で、担当課で調整しているのではないかと思うのです。そうしますと広域専門指導員で、対応困難ケースをどこで県として協議して、方針を決めていくのかといった部分も少し気になるところです。これだけの対応を、バスの営業所に対して、していくことになりますと、どこかでケース会議などをやっているだろうなと思います。そのほか、ご意見ございませんでしょうか。お願いします。

〇委員

はい。私も地域相談員等と広域専門相談員というものを、位置づけをどのようになっているのかと思って、いろいろ少し調べてみました。地域相談員というのは、これは全国的に制度としてあるのですが、「身体障害者福祉法」の中での障がい者相談員と、知的障がい者も同じように相談員制度があります。大阪の場合、たぶん委嘱は市町村で行っていると思いますが、昔は知事の委嘱でした。最近は、３年ぐらい前からは、市町村長の委嘱になっておりますので、大阪府の場合で申し上げれば、連合の研修会ということができなくなって、各福祉圏域というのか、大阪で五つぐらいの区域に分かれての研修会という、今は現状ですが、それはそれとして、広域専門員というのは、千葉県は、福祉センター所管、区域及び保健所を設置する市町村、市でつくっているということになっているそうです。熊本県は、福祉の増進にすぐれた見識を要する者のうちから広域専門相談員を委嘱するという、少し立場が変わるかもわかりませんが、だいたいその道に精通した人だと思います。一番の窓口が地域相談員という、先ほど申し上げました身体障がい者相談員、あるいは知的障がい者相談員という、非常に幅は広いのですが、果たしてその相談員の方々が、これだけの相談に対応できるだけの力量があるのかどうか、私は、非常に今のところ疑問を持っております。やはりそれは研修とか、いろいろ今後の課題が残るかもしれませんが、一番の窓口は、地域相談員という形で、各地域で相談を吸い上げる、問題を拾い上げていくことが、大事ではないかと思っております。

それで、次に解決できなければ、広域専門相談員のほうに持ち上げていって、そこで相談の解決に向かうということであるかと思いますが、実際問題、その相談の力量のある人をどのように選ぶのかということが、非常に難しいかと思います。

また、最近一番困るのが、個人情報保護条例で、どこに相談員になった人がいるのかということを、公表できないことになっていますので、その点も今後の課題かと思っております。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。前回ご欠席で意見書をいただいたところですが、今回、提出された資料の相談事例について、どのようにお考えでしょうか。ご意見を頂戴できれば幸いなのですが。

〇委員

千葉と熊本の例を見ました。今まで皆さんがお話しされている内容は、相談を受けた。そのあと、いろいろこのようなことをしましたというお話であったかと思いますが、その前に、相談ができるかということがよくわからない。つまり、まず、地域の相談できる場所に行きます。そこは、私たちでしたら、手話が必要ですから、手話で相談ができる場所なのかどうなのかということです。情報コミュニケーション面の問題です。そこできちんとお話しすることができれば、次に、相談に入れるわけです。私たち、聴覚障がい者にとっては、まず、相談ができるかどうかというところが鍵になります。実際に、各市に相談員がおられますが、実際に手話で相談ができるのかといいますとできません。わざわざ手話通訳を付けて行く場合もあります。煩わしいといいますか、障がい当事者同士のほうが、相談しやすい気持ちになります。当会は、ろう（あ）者相談員が一人いますが、そこに相談を持ち込まれてくることも多数あります。でも、それには、やはり限界があります。ここに書いてある千葉県のように、地域相談員を置いていますと書かれていますが、その上で広域専門相談員がそれをフォローするという内容になっているかと思いますが、そのままそれを大阪府に持ってきた場合、手話で相談できる、そのような態勢が、きちんとできるのかどうかというところは疑問に思うところです。手話で話をする。ろう（あ）者の場合は、一緒に誰か付いて通訳を介して話すとか、当事者の場合は、自分の気持ち思いを、きちんとストレートに伝えて話ができる、相談できる場が必要かと思います。その辺りがはっきりしていないので、大阪府のほうも、手話ができてコミュニケーション方法を障がい当事者が、自分で選べるということも、考えに入れていただきたいと思います。

〇部会長

はい。ありがとうございます。今のことに関連して、お聞きしたいのですが。

〇委員

はい。

〇部会長

聴覚障がいの方が相談に来られた場合の対応などは、どのように工夫されていますか。

〇委員

うちの事務所でいいますと、手話ができる者がおりますので、うちの事務所に関しては、その対応は、今はできているということですが、そんな答えでよろしいのでしょうか。

〇部会長

それ以外のところで、どのように相談体制を用意するかというところが、一つ課題としてありそうだということですね。市の相談体制では、例えば手話の問題など工夫されている点などございますか。

〇オブザーバー

市でも、手話通訳者の派遣事業がございますので、そのような事業の活用が基本かと思っております。

〇部会長

はい。ありがとうございます。そうしますと、ご相談があった段階で。

〇委員

すみません。よろしいでしょうか。

〇部会長

はい。お願いします。

〇委員

先ほどおっしゃられたように、相談員がいても、手話で相談ができないです。ですから、団体が代わりに、６人いまして、通訳または相談のために、派遣されるという体制になっています。実際、一番大切なところは、自分の家の近くに気軽に相談できるところが一番いい形なのですが、市が、それに当てはまるかどうか。そのような形になるかどうかだと思います。

〇部会長

はい。ありがとうございます。話の内容は、すでに千葉県、熊本県の個別相談事例というよりは、相談体制それ自身に話が移ってきているように思いますので、そちらについて、少しお話を伺いたいと思います。すでに提言でもとりまとめさせていただいておりますが、この部会では、「障害者差別解消法」の基本的な方針に基づいて、既存の機関の活用、充実を図る方向で議論してまいりました。大阪府における体制整備でも、市町村等の既存の相談機関の役割が重要と思われますが、広域専門相談員が介入する前の段階の相談体制について、既存の機関を活用する上で、どのようなことが課題になってくるとお考えでしょうか。今、手話の情報機会の保障をどのようにするのだという問題も、それと関係する問題ではないかと思います。それ以外については、いかがでしょうか。

〇委員

障がい者側の意識も、一つ考えなければいけないと思います。障がい者側というのは、私たちが考えて、これは人権問題だと思っても、それは福祉問題だと。一般的に言われている人権問題というものと、障がい者が抱いているニーズの福祉問題というのは、それが人権問題であっても障がい者の意識としては、それは福祉という位置づけの意識になっている。だから、なかなか人権相談というところには話を持っていかないわけです。私たち同じ障がい者のところに話を持ってくる。どのようなことかといいますと、例えば視覚障がい者を例にあげれば、今と同じようなことなのですが、一度も視覚障がい者の手引きをして、まちを歩いたこともない。あるは点字という文字の特性もよくわかっていない人が、人権相談員だと言われても、そこへ視覚障がい者が相談には行きません。だから相談員というものの知識なり技術なりというものが、障がい者側に信頼される、あるいは評価されるような相談員でない限りは行かない。やはり現状と変わらない。障がい者団体の役員のところに来ると。私の市でもどんどん私のところへは来ます。だからそこが、やっていけるのかどうかということです。これ、視覚障がい者と聴覚障がい者では、よく似たようなことだと思います。現実問題として、今の人権相談体制というのは、障がい者のニーズをきちんと把握でき得ない状況にあると言わざるを得ないと思います。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。続きまして、お願いします。

〇委員

今まで各委員さんのお話を聞いていて、まだまだ相談という中身が、差別の問題だけにとどまらず、生活の問題としての相談というところに、まだ、障がいのある方々の思いがあるのかということを痛感しました。千葉県にしても４分の１は人権、差別にかかる問題だけど、たぶんあとは生活問題だと思います。そのような状況をきちんと踏まえた上で、まず、そのような相談をしたいという思いを、どのように把握していくのかというシステムをつくっていかなければ、「こんなのができたからやりましょうか」ということにはならないと思います。特に知的障がいのある方々は、自分が行くということは、ゼロではありませんが、少ないと思います。家族の方々が相談に行く、あるいは中高年齢を迎えた方々は、兄弟や姉妹の方々が実際に行くということになりますと、その生活の問題と本人の意図が、ずいぶんずれる場合もある。そのような問題をどのように相談の中に乗せていくのかという課題が、たくさんあるのではないか。そのような問題、いわゆる障がいのある方々が置かれてきた現状をしっかり踏まえた上での出発が、とても重要ではないかと思います。それが一点です。

もう一点は、話を聞いていて、地域相談員、広域専門相談員ということもありますが、もう一つ前に何か必要ではないかと思います。というのは、私が、経験したことなのですが、困ったときに誰に相談に行くのですかということを聞きますと、やはり一番、仲のいい同じ障がいを抱えている友達、その次に自分の子どもが利用している施設だとか、市役所のケースワーカーみたいなところにつながっていくのです。そこで、どれだけそのような問題を拾い上げながら地域という中でフォローするのか。それでできない場合を、たぶん福祉圏域だとか市町村、一名いるのかどうか分かりませんが、そのような専門相談員がフォローしていくのかという形の、三層の相談システムをつくっていくことが、この問題を前に進めていくということにつながるのではないか、特に大阪の場合は、そのような細かいところまでいくということが、今までやられてきたところもありますので、そのようなところが必要かと思いました。感想も含めて、以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。市町村等の既存の機関の活用の前に、もう少しインフォーマルな相談を実際受けている施設であるとか、ワーカーであるとか、先ほど委員がおっしゃった障がい団体の役員の方であるとか、このようなところも位置づける形で、三層で相談体制を考えていくのはどうかというご提案だったと思います。ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。はい。お願いします。

〇委員

ここの場合は、既存の相談機関ということで、昨年度、一覧表をいただいた中で、それぞれがそれぞれの分野で、実際、対応しているのが現状かと思います。その中で、どこが中核になるのかという相談機関の中の中核機関というか、この「障害者差別解消法」についての窓口というのが、やはりどこか明確に市町村の窓口であるとか、障がい者の方が住まわれている、そのような市町村の障がい部門の関係課が窓口になるという、そのような窓口機関を明示するということが、たぶん必要なのだと思います。相談機関、先ほどのバスの話ですが、私などがバスの話を受けると、主に私は電話相談なのですが、とりあえずバス会社のほうに、このように困られているようなことがありましたので、そこの部分は知ってくださいという、相談者のあくまで代弁でしかないのですが、そのようなお電話まではさせてもらうということが現状で、実際に、出向いて、そこで双方の話を聞いて調査をするという、そのような対応というのは、今、私が属しているところではできかねますし、できるところももちろんあると思います。そのような一番のところを一歩踏み出して、双方の調整をするといいますか、調査をする機関がどこなのか。できるところがいいですし、もし、われわれとかが、そのような電話をもらったときに、どこを紹介できるのか。そこが中核の相談機関、例えばですが市町村のそのような課が、そこを対応するという、そのような整理というものが、まず一次的には必要なのかと。そのようにバス会社に行ったけれども、なかなか事態が遅々として進まない。例えばそのようなときに、今想定される専門相談員、大阪府に置く相談員と一緒に出向くとか、また、別の相談員が対応するとか、その次の段階の対応とか、それまでの助言とか、そのようなものをしていくようなイメージを、私のところは持つのですが、はい。

〇部会長

はい。ありがとうございます。市町村レベルで相談機関の連携組織みたいなものを、日頃からつくっておいて、そこで、例えば市町村に中核的な事務局機能を担っていただくなどして、少し対応困難ケースで、出向いて行って丁寧な調整が必要な場合には、そこにバトンタッチできる。あるいはそこと一緒に行動できるというような体制を組むことが必要なのでしょうね。

〇委員

はい。地域で、まずそのような体制と、その体制の上にもう少し広域な体制みたいなところの二重、三重の層をイメージするのがいいのかなと。

〇部会長

その場合は、障害者差別解消支援地域協議会という組織が、法律では定められているわけですが、その活用については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

〇委員

地域協議会という、私は少しわからないのが、合議体という提案をされている部分で、合議体というのが実際に非常に困難になったときに、いろいろな各専門分野の専門相談員だけではなく、そこに関わるより専門の相談ができるスタッフを含めて、話をするというのが合議体なのかなと。協議会というのは、もう少し別のものとして、実際の障がい者の方、当事者も全部入れた中での、いろいろな情報収集であるとか、これからの在り方であるとか、そのようなものを、協議していくというものとしてイメージしているのですが、その辺は整理していただけますか。

〇委員

少しよろしいですか。

〇部会長

どうぞ。

〇委員

自立支援協議会の場合は、大阪府すべての市町村が設置していると私も思うとしか言えませんが、しかし、この「障害者差別解消法」に基づく地域支援協議会というものは、法律では位置づけられているのですが、少なくとも私の市では、まだできておりません。事務局どうですか。これは大阪府内でどのぐらい今、整備されていっていますか。

〇部会長

はい。お願いいたします。

〇事務局

今、ご指摘の障害者差別解消支援地域協議会というものは、「障害者差別解消法」の中で新たに規定されたものでして、法律の施行が平成２８年の４月ということで、今後、できてくるものなのかと考えております。また、この地域協議会につきましては、地方公共団体につきましては、それを設置することが、努力義務という形になっております。

〇部会長

はい。ありがとうございます。

〇委員

そうですね。事務局がおっしゃったとおりですね。これ各地域に相談支援センターというものが設置されていますが、実際問題としては、「障害者総合支援法」に基づいてのサービス利用ということについての相談業務が、主な相談業務なのです。もちろんほかのことを言っても相談には乗ってはくれますが、主にそれが相談業務というものの中心をなしている。だからおのずと相談業務の範囲というものが、狭められているといいますか、限られているというか、そのようなことなのです。だから広く障がい者の人権問題すべてを、障がい者相談支援センターというものが対応でき得るか、話を持っていけば聞いてはくれますが、対応でき得るかどうかということになりますと非常に疑問なのです。その点、私は、深く関わりを持っていますので、ある程度、実態はわかりますが、地域にある相談支援センター、あるいは相談員というものが、イコールこの「障害者差別解消法」に基づいての相談業務に、すぐに適応でき得るかというと、かなり疑問に思います。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。貴重なご意見、参考にさせていただきたいと思います。そのほか、ご意見ございませんでしょうか。はい。お願いします。

〇委員

既存のものを活用するということなのですが、千葉県では先ほどありましたように、広域専門指導員が１６名で、各中核地域に分かれて、そこに一人という形でいるのです。地域相談員からの相談が１５５件のうち７件で、平成２４年度は０件だったということで、地域相談員に相談することは少ないということです。熊本県で見ますと１２２件のうち地域相談員から、広域専門相談員につないだ事例は１３件で、これも１割ぐらいしかないということです。熊本県の場合は、広域専門相談員は県の障がい支援課に４名配置されているという形です。どちらにしても既存の地域相談員には、なかなか行かないということが見えているのかと思います。だから「障害者差別解消法」の中でも、既存のものを使うといっても、同じようなことになるのではないかと、すごく危惧があります。広域専門相談員も熊本県と千葉県では、おそらく人口規模が違うと思いますので一概に比較はできないですが、やはり県のところにいるというよりも、いろいろなところの地域の真ん中にいる。身近なところにおられるほうが、相談が非常にしやすいのではないかと思います。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。地域相談員のところ、市町村の既存の団体を活用した地域相談体制を、どのように組むかということについて、ご意見をいただければ幸いです。

〇委員

はい。大阪府内の相談の中で、障がい者差別に関する状況がどのようにあるかということを、以前に調べられましたが、やはり障がい者サービスのところでの障がい者の相談員への相談が一番多くて、その次に人権相談とかがあったと思います。ほかの都道府県でも、障がい者相談員、あるいは人権擁護に取り組む人から相談員を選ぶということがありますので、大阪で障がい者相談員、あるいは人権相談員とかを活用していくということが、大事ではないかと思います。

先ほどから議論が出ていますように、そうすれば内容的にも、それを全部相談員が、今、受けられるのかと言えば、全くそのような力もこれから付けていかなければならないですし、また、例えば市町村の人権相談でも、窓口に一名配置されているだけという形ですので、十分相談に対応していくことができる体制ではないと思われます。人権相談などは、就労相談なども含めて、大阪府の総合相談事業の交付金という形で、市町村の相談体制を整備していくという形を進めております。それに市町村もお金を出して、相談体制をつくっていくという形になっておりますので、この既存の相談体制整備をしていくといった場合に、どのように相談員を確保していくのか。そのために市町村、あるいは大阪府の財政的な支援が考えられるのかどうか、ここは大事なところだと思います。それが一点です。

もう一点は、先ほどから出ていますように、やはり相談員の養成ということが、大事になってくると思います。そのために広域専門相談員も含めて相談員の養成の事業を行う。あるいは今あるような相談員の養成の事業の中に、障がい者差別に関する相談を十分受けられるように、内容を入れていくということです。このような相談員の養成が必要になってくると思います。地域の相談員で、やはりほしいなと思うのは、前から言っておりますように、役割として当事者間の対立の調整や権限ということがなければ、なかなか話しをしに行っても、先ほどの話ではないですが、私どもも相談者のお話を伝えることだけで、お願いしますということだけで終わってしまうのです。そうではなくて、調整の権限がどのような形になるのか考える必要がありますが、調整ができるような権限があるのだということを役割として明確にするということが必要ではないかと思っています。

あと、相談員の養成と併せて、いろいろな事例を共に相談員が検討していくような研究会とか、あるいは相談員自身がいろいろな事例を交換しながら連携を取っていくような、そのような形で相談員自身が、力を高めていくような取組みも必要ではないかと思います。人権相談では、相談事例の研究会をブロックごとに行ったりとか、あるいは大阪相談フォーラムというような形で、全体が集まるような集会を持っておりますが、その仲立ちで地域の相談員、広域専門相談員も共に高まっていくような、そのような取組みということも必要ではないかと思います。すみません。たくさん申し上げまして。

〇部会長

はい。ありがとうございます。それら、今ご提案いただいた内容については、かなり財政措置が必要になる課題が、養成の問題もそうですし、ブロックごとの相談員連絡協議会運営などもそうですし、あるいは人の配置まで踏み込んで考えた場合には、大阪府の財政的支援はどのように考えているのかというご質問だったと思いますが、事務局は、お答えいただけますでしょうか。これからの予算措置の話だと思いますが。

〇事務局

まさにこれからの検討課題という形になろうかと思いますが、それを検討する際には、今まで千葉県とか、熊本県は、法律がない中で県が条例をつくって、県が主導して、いろいろ差別解消の取組みを行ってきた。今後は、平成２８年４月以降は、法律ができた中で、この法律の中では地方公共団体、これは都道府県もそうですし、市町村も含めた地方公共団体に対して、体制整備の責務が規定されているという中で、大阪府として、府内の市町村とどのように役割分担を点検して、その体制をつくっていくかということを、今後検討していきたいと思っております。

〇部会長

はい。大阪府と市町村の役割分担の中で財政措置も含めて、どのように考えるか、基本的な枠組みをつくりながら、市町村との役割分担を考えていきたいということでございます。そのほか、ご意見ございませんでしょうか。はい。お願いします。

〇委員

少し今までの議論とは視点の違うことなのですが、これは千葉県が１５０何件ですから、そして熊本県が１１０件か１２０件挙がっているということなのですが、千葉県の人口は６００万ぐらいあるのです。熊本県は２００万足らずなのです。これは人口を単純に考えた場合、３分の１しかないのに、片方はほぼ千葉県に匹敵するぐらい出ています。いったいこれはどのようなことなのか、条例そのものに問題があるのか、地域の住民の意識に問題があるのか、あるいは行政の取組みに問題があるのか、これは別に検討しなくてもいいことかもしれませんが、私は、興味を持ってこの数字を見せていただいたのです。今の議論とは関係のない話かもわかりませんが、申し上げておきます。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。相談、市町村の役割が重要だと、そして、身近な市町村の相談窓口で、対応に行きやすいものにというご意見を、前回、委員からいただいていたと思います。併せて、なかなか差別の専門的な相談紛争解決にかかるには、現状の相談体制では難しいというご意見をいただいていたと思いますが、身体や知的障がい者の相談員のことで、どのようにすれば、今回、「障害者差別解消法」の相談窓口として、機能していただけるようになるのか、それについて、もう少しご意見をいただければありがたいと思います。

〇委員

私は、やはり知的障がい者、身体障がい者の相談員というのはありますし、私も実際にしているわけですが、そこの人たちだけで相談に乗るというのは、第一の窓口としてはいいとは思いますが、調整となると難しいのかと思います。先ほど大阪府の方も言われたのですが、やはり大阪府と市町村の調整が、これからは大事になってくるのかと、地域移譲をしているわけですので、なかなか自分の市では相談に乗るところがどことどこ、市によって違うと困るでしょうし、どのようにして、それなりのスキルを合わせていけるのかとか、それは研修とかでもいいのかもしれませんが、どのようにしていけばいいのかと思います。やはり、その相談を受けたとして、それが結果に結びついたとしても、やはりここに書いてありますように、相談のところの最後に求められるものの中に、相談事案の収集と分析というものがありますが、やはり大阪の中で差別が生じている状況というものを改善したりとか、改善していくための施策づくりの一つでもあると思います。そのようなことも集計といいますか、あとのこの結果から何に結びつくのかというところが、すごく大事になってくるのかということだとか、差別が起きているのは、どうして差別が起きているかということを、やはり検証していくということとが、とても大事になってくる。その中での一つの役割といいますと、すみません、答えがなかなか出ないのですが、当事者に相談するというのも、とても大事だと思いますが、それプラスもっと専門的な方も一緒にいてやっていく。

私は、広域専門相談員というのは、自分たち、地域で解決できないとか、他市町村にわたるようなときに、広域専門相談員が乗っていくのかと思ったりするのです。その二つがあるのかなと広域専門相談員の役割は、すみません。回答にはなっていないのですが、すごく既存の相談機関というところで悩んでしまったところがあります。実際に自分のところでやっている基幹相談支援センター、普通の相談支援センター、ＣＦＷどこがやれば一番いいのだろうか。すごく悩むところです。「既存の」といいますと、はい、すみません。

〇部会長

既存の相談機関は市町村レベルでもいくつも考えられて、いくつもある相談機関の横の連携によって、スキルを標準化して上げていくということが、まず一つ必要なのかもしれないですね。それについても、大阪府の役割と市町村の役割それぞれ、どのように分担するかということが重要なのではないかと思います。そして、難しいケースをすぐ広域相談員にあげるのか、それとも市町村に代わっていただき検討するのか。

〇委員

もちろん市町村です。行政の役割もあると思いますので、行政も入っていただいて。

〇部会長

入っていただいて、どのようにあるべきかを考えていただき、その上で広域専門相談員に関わっていただくのか、あるいは一緒に考えていただくのか。

〇委員

私は、やはり市町村の役割もありますので、そこでやっていって、交えていって、それでどうしても難しいところだとか、ほかの市町村にまたがるものというのは、やはり広域専門相談員なのかと。二つあるのかと思います。

〇部会長

はい。ありがとうございます。窓口のところで市町村の役割という話が続いておりますが、既存の窓口活用、お願いします。

〇委員

実は２年ほど前から、精神障がい者の家族等についても、大阪府から委託を受けて、市町村でスタートしたのです。スタートしたものの、やはりスタートの切り方といいますか、役割分担なり講習なり、そのようなものが、やはりまだまだといいますか、そのようなことを思っておりますし、それからもう一つは、困難事例みたいなことが出てきたときに、それをどのように解決していくのかとか、その辺の仕組みがまだ十分できていないです。そのような面で、このような相談体制を、特に市町村中心みたいな形でつくるときには、スタートさせるときに講習なりレベルアップなりとか、それから、今いいましたように、困難事例だとか、そのようなものに対するまとめとか、全体的な傾向についてどのようにするのか、そのような広い目での分析、そしてそれをフィードバックするとか、そのようなことが必要かと思いますので、ぜひ、今回の地域相談員のときには、そのようなことも含めて、検討していただきたいと思います。以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。今のご意見を踏まえて、ご意見をいただければありがたいのですが。

〇委員

はい。今日の会議を通しまして、一つずっと思っていたことがありますが、既存の相談機関の活用です。この言葉というのは、これから何度も使われることになって、合理的配慮と同様の大きなキーワードになるかと思いますが、例えば窓口の明確化ですとか、いろいろな整理が必要ですが、それが前例となるこの相談とは、どのような範囲とか、どのような定義をするのかというところの、相談という言葉の定義ですとか、機能というものについて整理をして、ここにお集まりの皆様の共有化をするということが、どのような内容であればどのような窓口がより適切なのかというところに結びついていくのかと思います。

例えば相談でいいますと、立場の違いもございます。当事者からの相談があれば、事業者からの相談もございます。質的な内容です。例えば直接的な差別という場合もありましたら、普段のいろいろな活動の中での差別的なものもあるでしょうし、緊急度の違いということもあるでしょうし、例えばマンパワー、質です。手話とか、点字のできるスタッフというのも現実問題として、やはり限られているとか、さまざまな場面、場面とか、立場とか、条件とか、そのようなことが違うと思います。それをすべてひっくるめて、この相談はここでということになりますと、少し短絡的な整理ということにならないのかということで、今後、議論していくのは、すべての相談を指しているのか、この部分の相談について整理していくのかというところについて、これはお願いですが、その辺を整理していただいて、皆様が共有化できることを前提として、その主語となる相談というのは、今、どこからどこまでの範囲を指しているのかということが、明確にできるようになって、ですから、このような答えがいいですよねということに結びついていくことができると思いますので、そのようなところの整理をしながら、話を進めていくことができればいいかと思います。

〇部会長

はい。ありがとうございます。はい。お願いします。

〇委員

先ほどの話は、最初、相談の窓口で問題を出します。そして、その話の中で、地域と広域専門相談員なりに、ここを見ますと地域で対応できない場合は、次、広域専門相談員に行くような形になっているのだと思います。ただ、地域と言えば一つの市で、例えば５万人ぐらいの市、その中に聴覚障がい者の数だけを見ますと少ないです。手話を必要としている聴覚障がい者の数を見ると本当に一つの市では少ないです。それで自然に、自分の個人の問題を相談する相手、でも、それは自分の相談の内容を相談員に知られたくないこともありますし、知られると恥ずかしいということもあるかと思います。相談できる人もいるかと思いますが、そのような立場を見ますと、自分の地域の相談員を選ぶのか、知られたくないので広域の自分の市以外の広域専門相談員を選ぶのかというところです。まず、自分の地域からスタートと決めてしまうのは、やはりいいことではないと思います。やはりどちらかを、自分が好きなように選ぶことができることが、それも大切なのではないかと感じます。

〇部会長

はい。ありがとうございます。そのような事情もあって、千葉県や熊本県では、広域専門指導員のほうに相談があがっているのかもしれないですね。ありがとうございます。今、「障害者差別解消法」における相談、あるいは紛争の防止・解決の体制整備について話をしていて、その窓口になる相談というのは、どこまで広がるのか。そして、大阪府と市町村の役割分担をどのように考えるのかということが出てきていますが、「障害者差別解消法」の立法の趣旨、事実などを踏まえて、その役割分担についてどのように考えたらいいのか、もし、お考えがあれば、教えていただきたいのですが。

〇委員

はい。わかりました。先ほどからお話をお伺いしながら頭の整理をしていたのですが、おそらく市町村段階では、相談事案を幅広く取り上げていくということが求められていて、その上で、そこでは解決しきれない問題について、大阪府レベルの広域専門相談員と言われるものかどうかわかりませんが、そちらのほうに調整権限も併せて持たせることによって、そこで言わば第三者的な観点から入り込んでいくというのが、必要になってくるのだろうと思います。

ただ、もちろん先ほど委員からご指摘があったように、それだけではなく、相談的な機能も併せて持たせることによる、このようなことが、必要になると思いますが、そのときは対象事案というのは、相談段階ではかなり幅広に採っておいて、生活上の問題も含めて対象に入れていく。ただ、調整権限で対応しなければいけない事柄というのは、ある程度ぐっと、それこそ先ほどのお話でいくと、「障害者差別解消法」が対象にしているような、差別問題にだんだん絞られていって、最終的にその合議体という紛争解決機能を持つものでしょうが、そこで、まさに法律が義務づけているような、不当な差別的取扱いについて取り上げていって、そこではまさに不当な差別的取扱いがあったかどうかということを判定するという機能を持たせていくことが必要なのだろうと、それが少なくとも私が理解している「障害者差別解消法」が考えているような姿なのかと。このように考えています。それらが立法事実とどのような関係があるかわかりませんが、以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。加えてお聞きしたいのですが、合議体の話をしていただきまして、合議体で最終的に差別に当たるかどうかを判定するので、そこの場合には、生活の困りごとをどのように処理するかというところは、合議体の始めの機能からはずれますねというご指摘だったと思いますが、併せて合理的配慮について、これまでのこの部会の議論の中では、合議体の取扱う対象からは区別して考えようという議論をしてまいりましたが、それは「障害者差別解消法」自身が民間事業者については、努力義務にしているということが、一つ理由としてあげられているのです。条例であえてそこを踏み込んで、合理的配慮についても合議体で取扱うことにするということについては、どのようにお考えですか。

〇委員

たぶんそれは条例の趣旨とか目的を、どのように理解するかということと関係しているのだと思います。それは他方で既存の条例を見ておりますと、おそらく「障害者差別解消法」が制定される以前につくられた条例なのか、それともそれ以降につくられた条例かによっても変わってくるでしょうが、条例の趣旨とか目的を障がいのある人もない人も共に生きられる社会をめざす、このようなことでありますと、そこで規律される条例の対象というのは、障がいのある人の生活全般に関わる事象が対象に含まれてきますので、そうしますとそこで条例に求められている役割というのは、かなり広くなってくる。

例えばこれまでの部会の議論でもありましたように、不当な差別的取扱いだけではなく、合理的配慮の不提供であるとか、あるは虐待の問題も含まれてくる。確かにそれは一つの条例の在り方なのだと思います。他方で「障害者差別解消法」がいったんつくられたあとということになりますと、問題は「障害者差別解消法」で、十分規律されていない事柄、具体的にいいますと、ここで問題になっているような、相談とか紛争解決の仕組みというものを、どのように具体化してくかという、そのような観点から条例をつくっていく。このようなことも考えられると思いますので、そのような観点からすると、まさに法律で十分規律されていない事柄について、条例で規律していく。そのようにしますと、なかなか「障害者差別解消法」で、法的には義務付けられていない事柄まで、どこまで合議体で判定し得るのかということが問題になってくるのかと思います。もちろん、ここで問題になっている合議体の判定というのは、法的な強制力を持つものではありませんので、そのような意味では、そうした合議体の判定に合理的配慮の問題も含めていくと、このようなことは考えられるのだろうと思います。

しかし、難しいのは、併せて、次回、以降の議論となりますが、実効性確保の問題が併せて伴ってきて、それによって事実上の強制力を持ってくるということがありますので、そのようなことを踏まえて、法律上義務づけられていない事柄についてまで、合議体が踏み込んで判定していくと、このようなことはなかなか少し難しいところがあるのかと考えております。さしあたっては、以上です。

〇部会長

はい。ありがとうございます。貴重な意見、感謝いたします。ちょうど午後５時、時間でございます。まだまだ意見もあるかと思いますが、本日のところは、終了予定時刻がまいりましたので、ここまでとさせていただきたいと思います。引き続き次回の部会でも、実効性の確保のための措置の必要性と併せて、相談等の体制整備について、議論させていただきたいと思います。

以上で本日の議事を終了したいと思います。委員の皆様方、長時間にわたるご討議ありがとうございました。事務局にマイクを、お返しいたします。

〇事務局

はい。部会長、委員、オブザーバーの皆様、ありがとうございました。先ほど部会長からもありましたように、次回は、７月１０日を予定しておりますが、第１３回差別解消部会におきまして、引き続き、相談などの体制整備と併せて、実効性の確保のための措置の必要性について議論することとしております。また、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第１２回差別解消部会」を閉会いたします。どうも、ありがとうございました。

(終了)